

## 委員からの質問

○ 防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務について、委託事業者に「住所異動状況」を新たに提供することであるが、当該項目を提供する期間について説明を求める。

## 主管課（防災課）からの回答

○ 「住所異動状況」については、カタログの配付対象である6月2日以降の転出者が郵便局への転送届を届け出していない場合の返戻対応に使用します。

このため、当該情報については、6月2日からカタログ配付事業の申込期間を考慮した9月30日までの期間、委託業者に提供します。